

児童手当制度が変わりました

支給対象が小学校6年生までに、

所得制限限度額は引き上げに



これまで小学校3年生までの児童を養育している人に支給されていた児童手当は、小学校6年生まで支給の対象年齢が拡大され、あわせて所得制限限度額も引き上げられました。

手続きはいるの？

現在、児童手当を受給していない人や、小学校5・6年生の児童を養育している人は手続きが必要です。

児童手当を受給していて、児童が小学校4年生以下だけであれば不要です。ただし、転出・転入をする場合は必要になります。(下図参照)

いつまでに手続きすればいいの？

対象年齢の児童(市内に住民登録がある児童のみ)がいる家庭については、5月末ま

でに申請用紙を郵送します。で、必要事項を記入のうえ手続きをしてください。

改正に伴う新規請求等は、平成18年9月30日までに受け付けた場合に限り、特例的に4月1日(または支給要件に該当した日)にさかのぼって支給されます。

ただし、10月1日以降の申請については、申請した月の翌月分からの支給となります。

小学校4年生以下の児童を養育していて、現在児童手当を受給していない場合は、申請用紙の到着を待たずに、至急窓口へお越しください。

制度改正前から支給資格があり、申請をしていなかった

場合は、9月30日までの申請であっても申請した月の翌月分からの支給となります。

児童手当を受給するには

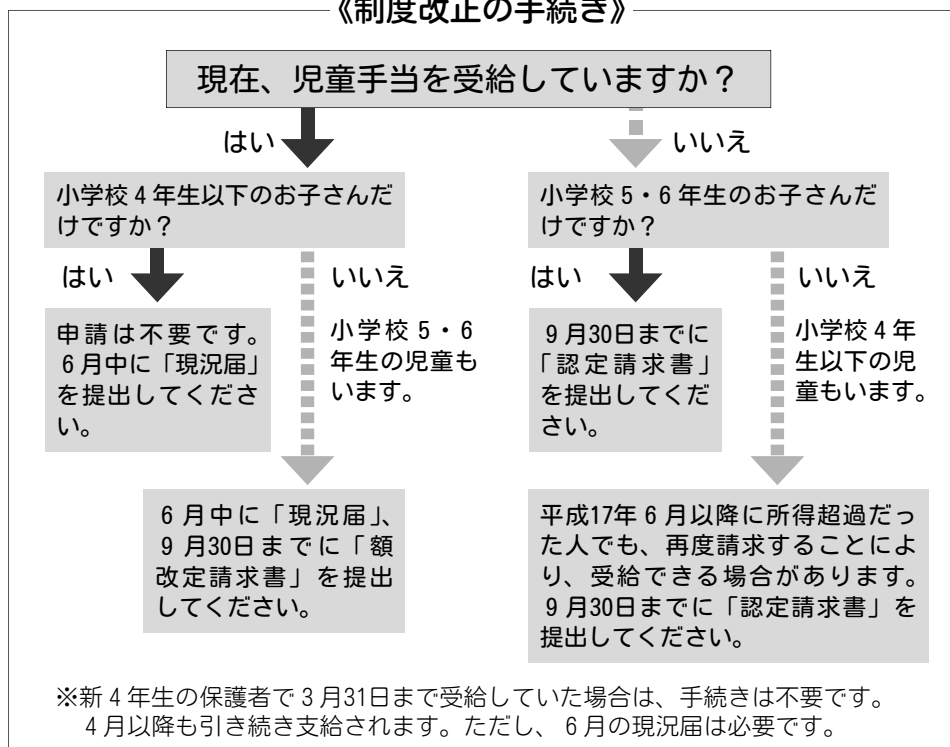
児童手当を受給するには、保護者からの申請が必要です。ただし、所得が一定額以上の人には支給されません。所得制限限度額内かどうかについては、申請後審査します。持参するもの

- ・認定請求書または額改定請求書(郵送された人のみ持参してください。)

- ・印鑑(スタンプ印は不可)
- ・本人確認できるもの(運転免許証・健康保険証等)

認定請求書や額改定請求書のほかに「児童手当用所得証明書(平成17年度・18年度)などの添付書類が必要となる場合があります。

《制度改正の手続き》



※新4年生の保護者で3月31日まで受給していた場合は、手続きは不要です。4月以降も引き続き支給されます。ただし、6月の現況届は必要です。

《児童手当制度の改正点》

改正前		改正後			
対象年齢	小学校第3学年修了前(9歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)	小学校修了前(12歳到達後最初の3月31日までの間にある児童) 平成6年4月2日以降に生まれた児童			
手当月額	第1・2子...5,000円 第3子以降...10,000円 第1子とは養育する児童(18歳到達後最初の3月31日までの間にある児童)の順番です。				
所得制限限度額	扶養親族等の数	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
	0人	301万円	460万円	460万円	532万円
	1人	339万円	498万円	498万円	570万円
	2人	377万円	536万円	536万円	608万円
	3人	415万円	574万円	574万円	646万円
	4人	453万円	612万円	612万円	684万円
5人	491万円	650万円	650万円	722万円	
6人以上	1人につき38万円(老人控除対象配偶者または老人扶養親族であるときは44万円)を加算				

扶養人数は税法上の控除対象配偶者および扶養親族数です。

所得税法に規定する老人控除対象配偶者または老人扶養親族がある者についての限度額は上記の金額に当該老人控除対象配偶者または老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。

現況届について

現在、児童手当を受給している人には、5月末に「現況届出用紙」を郵送します。6月になっても届かない場合はお問い合わせください。
現況届を提出しないと、6月以降の手当が受けられなくなり、必ず6月中旬に提出してください。

届け出の内容が変わったとき

サラリーマン等の受給者が退職し、厚生年金等の加入者でなくなった時は、速やかに届け出てください。届け出が遅れると、さかのぼって手当を返還していただく場合があります。
また、就職し、厚生年金等

に加入した時はあらためて申請してください。
児童と別居することになったなど、状況が変わった時は届け出が必要です。

特に、出生などにより児童が増えた場合は、申請月の翌月分から支給の対象となりますので、手続きが遅れないようご注意ください。

その他の手当について

児童手当のほかに、次の手当があります。児童手当と重複して受給することができ、認定されれば、申請月の翌月分から支給の対象となります。
児童扶養手当
対象となる人 離婚・死別等で父親がいない児童や、父親に一定の障害がある児童を養育している人
特別児童扶養手当
対象となる人 一定の障害のある20歳未満の児童を養育している人

*児童手当の申請・お問い合わせは左記へ

子育て支援課 1130
総合支所健康福祉課 婦1
331(内線316)

みんな、おいでよ! つどいの広場へ

「つどいの広場」は、乳幼児の親子が気軽に集い、交流する場所です。保育士が毎回手遊びや読み聞かせなどを行っています。開催日時は毎週月・水・金曜日の午前9時から午後2時まで。また、水曜日には下記のとおり「遊びの講座」も開催しています。申し込みは不要です。みなさん、お気軽にお越しください。



前原つどいの広場(前原児童センター内) 9820
日の出つどいの広場(日の出児童センター内) 0420

5月の遊びの講座(毎週水曜日)
前原つどいの広場

「水曜ルンルンタイム」
時間 午前10時~11時
10日 絵本と工作
17日 親子体操

24日 乳幼児救急法講習会
31日 誕生会とビニールボール遊び

乳幼児救急法講習会
熱中症などの対応方法を学びます。申し込みは不要です。
時間 午前10時20分~11時
講師 本庄南分署救急救命士

日の出つどいの広場
「ひよっこ」

時間 午前10時45分~11時30分
10日 粘土あそび
17日 作ってあそぼう
24日 おはなしとブロックあそび
31日 新聞紙「びりびり」

子育てサロン
時間 午前10時~11時30分
12日 日の出つどいの広場
22日 前原つどいの広場
協力 子育て応援団「本庄びすけっと」のみなさん